

## 日本数学会奨励研究生選考委員会規則

制定平成 30 年 9 月 24 日

(総則)

- 第 1 条 (設置) 日本数学会に奨励研究生選考委員会 (以下「委員会」) を置く。
- 第 2 条 (目的) 日本数学会の会員であつて学位 (博士) 取得見込み, または取得後 3 年以内の有望研究者を奨励研究生として採用するための候補者を選考し, 理事会に推薦する。
- 第 3 条 (委員) 委員会は, 担当理事 1 名と 10 の分科会および特別セッションから選出された正副の委員 22 名で構成する。委員のうち 1 名を委員長とする。
- 第 4 条 (委嘱) 委員会は, 次年度委員の候補 22 名を理事会に推薦する。この推薦リストを参考に, 22 名の委員を理事会が選考し, 理事長が委嘱する。
- 第 5 条 (任期) 委員の任期は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの 1 年とする。再任は妨げないが 4 期続けて委員となることは出来ない。
- 第 6 条 (公募) 委員会は, 理事会の承認を得た上で, 数学通信, HP 等を通じて会員に理事長名で奨励研究生の公募を行うものとする。
- 第 7 条 (選考) 委員会は, 公募の中から奨励研究生候補者を選考し, 理事会に推薦する。
- 第 8 条 (改定) 本規定の改定は, 理事会においておこなう。

(付則)